

# 令和3年度 東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター リハビリテーション専門職等派遣調整事業実施の手引き

## 1. はじめに

東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター（以下、センター）の派遣調整事業では、区市町村がリハビリテーション専門職（以下、リハ専門職）等とともに介護予防・フレイル予防の取組を推進することができるよう、区市町村からの要請に応じて、センターの本事業へ登録しているリハ専門職等のマッチングを行い、派遣調整します。

## 2. 本事業により派遣する人材

東京都介護予防・フレイル予防推進支援センターの派遣調整事業へ登録しているリハ専門職等

## 3. 派遣内容

区市町村が行う介護予防事業等の担い手としてリハ専門職等を紹介します。

### 〈派遣内容〉

#### ○通いの場

「通いの場」の展開と継続的な支援を行います。

- 例)
- ・自治体との「通いの場」づくりの計画策定等の会議
  - ・「通いの場」住民説明会での説明
  - ・参加者への継続支援・見守り
  - ・健康講話

#### ○通所型サービス C

通所型サービス事業所等にて、利用者を評価し、予後予測を行います。

#### ○訪問型サービス C

対象者の居宅を訪問して、利用者を評価し、予後予測を行います。

#### ○地域ケア会議

地域ケア会議に参加し、リハ専門職等の立場から助言を行います。

※特定の個人宛ての講演依頼はお受けしかねます。

## 4. リハ専門職等派遣の手順



### (1) 区市町村よりセンターに派遣依頼(様式 1)

『リハビリテーション専門職等の派遣依頼に関わる調査書(様式 1)』に依頼内容をご記入いただき、メールまたは FAXにて、お問い合わせ先までお送りください。各様式につきましては、お問い合わせいただければ別途メールにて送付も可能です。

※センターへの依頼は、派遣を希望する事業等の実施予定日の原則 1 ヶ月前までにお申し込みください。期限を過ぎた場合、派遣依頼をお受けできないことがございます。ご了承ください。

### (2) センターより区市町村へリハ専門職等を紹介

『リハビリテーション専門職等の派遣依頼に関わる調査書(様式 1)』の内容を踏まえリハ専門職等の調整を行い、メールまたは FAXにてご紹介します。

※センターよりリハ専門職等を紹介した後は、区市町村とリハ専門職等間で詳細な派遣内容の調整(報酬額を含む)をお願いします。

### (3) 区市町村からリハ専門職等へ報酬の支払い

依頼内容終了後、前項における内容の調整に基づき、リハ専門職等への報酬支払をお願いします。

※派遣費用は区市町村負担となります。

### (4) 活動後、区市町村からセンターへ報告書を提出(様式 2)

『リハビリテーション専門職等の派遣報告書(様式 2)』は、業務実施後 30 日以内にメールまたは FAXにて、お問い合わせ先までお送りください。

通いの場づくりや支援をはじめとした、介護予防・フレイル予防全般についての相談は随時受け付けておりますので、お困りごとがありましたらセンターまでお気軽にご連絡ください。

#### 【お問い合わせ先】

#### ◆地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所 東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター

住所： 〒173-0004 東京都板橋区板橋 3-9-7 板橋センタービルディング 8 階

担当： 吉田・植田・高橋

E-mail： haken@tmig.or.jp

TEL： 03-5926-8236

FAX： 03-5926-8237